

浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 市長は、し尿処理施設の統廃合に伴うし尿くみ取り料金及び浄化槽汚泥清掃料金(以下「料金」という。)の値上げ相当分額を、支払うべき市民に補助金を交付するものとする。この場合において、市長は市民に代わって、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第3条 補助事業者においては、市税を完納していること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1の対象地域から搬入施設への搬入量に対し、別表2に掲げる値上げ相当分の基準額を乗じて得た額(金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 事業計画書

(3) 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

(4) 市税納付・納入確認同意書(第12号様式)

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(6) 暴力団排除に関する誓約書(第13号様式)

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付(不交付)を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式(第3号様式))を申請者に通知するものとする。

(変更の交付申請)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金変更交付申請書(第4号様式)

(2) 変更後の事業計画書

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、必要な審査を行い、適当であると認めるときは、速やかに補助金の変更交付を決定し、補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書(第6号様式)

(2) 事業報告書

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、必要な審査を行い、適正に事業が遂行されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日以内に補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金概算払承認申請書(第9号様式)

(2) 資金計画書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、適当であると認めるときは、補助金概算払承認通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の通知書を受領した日から起算して10日以内に補助金概算払請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金に適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

対象地域	搬入施設	補助対象事業	補助対象経費
北区細江地域 北区引佐地域 北区三ヶ日東部地域 北区三ヶ日西部地域	浜松市西部衛生工場	対象地域で収集したし尿及び浄化槽汚泥を搬入施設まで運搬する事業	し尿及び浄化槽汚泥運搬距離延長に係る経費(料金の値上げ相当分の額)
天竜区天竜地域 天竜区佐久間地域 天竜区水窪地域 天竜区龍山地域 天竜区春野地域	浜松市東部衛生工場		

対象地域とは、浜松市長が許可した「一般廃棄物収集運搬業許可証」の「収集を行うことができる区域」欄に記載された地域をいう。

搬入施設については、天災その他事故等により、受入れができない場合の代替施設を含む。

別表 2 (第 5 条関係)

対象地域	値上げ相当分の基準額
北区細江地域	1,596 円/kl
北区引佐地域	1,663 円/kl
北区三ヶ日東部地域	2,408 円/kl
北区三ヶ日西部地域	2,648 円/kl
天竜区天竜地域	2,582 円/kl
天竜区佐久間地域 天竜区水窪地域 天竜区龍山地域 天竜区春野地域	2,933 円/kl

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

補助金交付申請書

浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

事業内容	
事業経費の使用方法	
事業実施予定期間	
補助金交付申請額	
算定基礎	
添付書類	

第3号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金
について、下記の理由により不交付が決定したので、通知いたします。

記

1 不交付決定となった理由

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

補助金変更交付申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 既交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 2 変更後申請額 | 金 _____ 円 |
| 3 増減額 | 金 _____ 円 |
| 4 変更の理由及び内容 | |
| 5 添付書類 | |
| (1) 変更後の事業計画書 | |

第5号様式(第9条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金について、下記のとおり変更交付を決定いたします。

記

1 決定の内容

(1) 既交付決定額 金 _____ 円

(2) 増減額 金 _____ 円

(3) 変更後の決定金額 金 _____ 円

2 交付の条件

補助金交付決定に当たり付した条件を遵守すること。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

補助金実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

事業内容	
事業完了年月日	
交付確定を受けたい額	
算定基礎	
添付書類	

第7号様式(第11条関係)

浜 環 廃 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けの補助金実績報告書等を審査した結果、下記金額を浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金として確定いたします。

金 円

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け浜松市 第 号にて交付額確定の通知のあった浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 _____ 円
- 2 受領済額 金 _____ 円
- 3 今回請求額 金 _____ 円

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所
預金種別及び口座番号	普通預金 第 _____ 号 当座預金	
フリガナ		
口座名義		

第9号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

補助金概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付の決定を受けた事業について、
浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により概算
払を申請いたします。

記

1 概算払いを必要とする理由

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

3 概算払い申請額 金 _____ 円

4 概算払いを必要とする時期 _____ 年 月

5 添付書類

(1) 資金計画書

第10号様式(第13条関係)

浜環廃第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金概算払承認申請書等を審査した結果、下記のとおり概算払について承認します。

記

- 1 概算払いの額 金 _____ 円
- 2 概算払いの時期 _____ 年 月
- 3 承認の条件
補助金交付決定に当たり付した条件を遵守すること。

第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

補助金概算払請求書

年 月 日付け浜松市 第 号にて交付額の概算払の承認のあった浜松市
し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所
預金種別及び口座番号	普通預金 第 号 当座預金	
フリガナ		
口座名義		

第12号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

市税納付・納入確認同意書

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金交付要綱第6条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業費補助金の交付申請に当たり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

所在地
名称
代表者氏名